

今お使いの空調・冷凍機に早めの対策を!

R22冷媒

2020年に
国内生産廃止!

R404A冷媒

入手性が悪化し、欧州では
サービス・メンテナンスが困難に!

は、

環境規制の対象です。

		R22冷媒	R404A冷媒
このまま 使い続けた 場合	内航船	2020年以降、国内生産全廃の為 入手困難に	入手性が悪化し、価格は上昇
	外航船	2030年まで、途上国では入手可能	2020年以降、欧州での冷媒関連の サービス・メンテナンスが困難に
対応策	既存機の改装 (R407Hに)	①ユニット交替 ②部分入替え (圧縮機、膨張弁、冷凍機油、洗浄要)	部分入替え(膨張弁、洗浄要) 設計圧力の確認
	備蓄	備蓄量、保管場所について高圧ガス 保安法により規制を受ける	—————

■冷媒に求められる性質



新冷媒R407H への改装をおすすめします。

冷媒に関する環境規制について

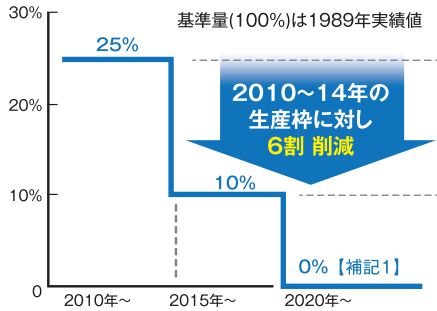
モントリオール議定書およびオゾン層保護法

HCFC(R22冷媒等)の国内生産 削減・全廃のお知らせ

オゾン層破壊物質であるHCFC類は2010～2014年の年間生産枠に対し 以下の通り削減されます。

6割 削減(生産枠4割へ) …… 2015年1月1日から
生産ゼロ化 【補記1】 …… **2020年1月1日から**

■HCFC生産枠の削減



この削減・全廃は政府間国際協定(モントリオール議定書;1987年)及びオゾン層保護法(1988年制定)に基づくもので、既にCFC(R12、R502等)の生産は1996年に全廃されています。

なお、国内の冷凍空調機器メーカーは既にR22対応製品から代替冷媒製品の生産・販売へ移行済みです。

また経産省・環境省は改正フロン法【補記2】に基づくフロン類再生業の準備に着手しています。(再生量は該当するフロン類の廃棄量等に制約されます。)

【補記1】モントリオール議定書では、2020年時点で現存する冷凍空調機器への補充用途のHCFCに限り2029年末まで生産を認める特例が存在します。ただし、通商産業省化学品審議会オゾン層保護対策部会中間報告(平成8年3月14日)においては、上記の補充用途も含めて、2020年のHCFC生産・消費量の削減・全廃を目標とすることとされています。

【補記2】フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成25年6月12日公布 法律第三十九号)。なお、再生されるフロン類はモントリオール議定書の削減・全廃の対象となりませんが、再生量はフロン類の廃棄量と回収率、再生設備等に制約されます。

出展:一般社団法人 日本冷凍空調工業会(JRAIA)

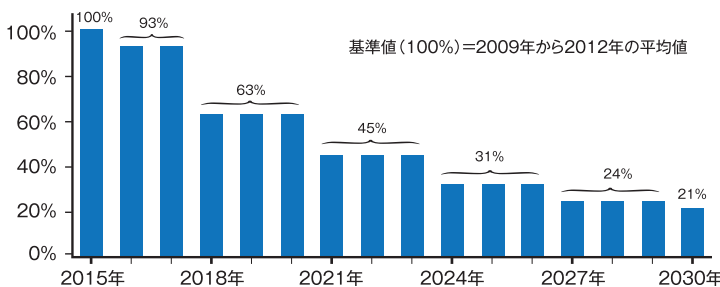
欧州Fガス規制

サービス・メンテナンスにおける高GWPガスの使用禁止

2020年1月1日より、CO₂換算値で40t以上の充填量を持つ冷却装置のサービス・メンテナンスを行う際の、GWP2500以上のFガスの使用が禁止される(第13条3)。対象となるFガスには、HFC-23、HFC-125、HFC-143a、R-404a、R-422A、R-507Aなどが挙げられる。なお、この項には例外事項がある。まず、軍用機器、マイナス50度以下に冷却することを目的とした装置、代替製品が無いなどの第11条3項に基づき免除された冷却機器には適用されない。また、既存の冷凍冷蔵機器に対するサービス・メンテナンスで、GWP2500以上のFガスを再生再利用する場合、2030年1月1日までは本項が適用されない。

HFCの総量規制(段階的削減)と割当制度

■HFCの段階的削減スケジュール(CO₂換算値) 出典:付属書Vに基づき作成



EU内の市場で販売されるHFC量に関して、毎年の上限值が設けられた。上限値は、2009年から2012年のEU内市場におけるHFC量を平均した値を基準値として決定され、左図のようなHFC段階的削減スケジュールとなっている(付属書V)。

出典:経済産業省 平成27年度委託調査事業報告より抜粋

問合せ先/販売・アフターサービス

ダイキンMRエンジニアリング株式会社

本社 営業部
大阪市淀川区西中島5丁目5番15号
新大阪セントラルタワー11階 〒532-0011
TEL: 06-4805-7293 FAX: 06-4805-7321
Email: marine.aircon@daijin.co.jp

東京支店 TEL: 044-210-3050 FAX: 044-210-3051
中四国支店 TEL: 0898-23-5028 FAX: 0898-23-5347
九州支店 TEL: 095-818-3121 FAX: 095-818-3125

お問い合わせ